

東京都教育庁委託

平成28年度

東京都立特別支援学校における  
**社会貢献活動  
モデル事業**



実践事例集

平成28年度 東京都立特別支援学校における  
社会貢献活動モデル事業 実践事例集

目 次 1P 目 次

2P 平成28年度都立特別支援学校における  
社会貢献活動モデル事業事業内容

都立特別支援学校社会貢献活動モデル校20校実践事例紹介

視覚障害特別支援学校 4P 都立文京盲学校

聴覚障害特別支援学校 6P 都立立川ろう学校

肢体不自由特別支援学校 8P 都立小平特別支援学校

10P 都立大泉特別支援学校

12P 都立墨東特別支援学校

知的障害特別支援学校 14P 都立青鳥特別支援学校

16P 都立墨田特別支援学校

18P 都立江東特別支援学校

20P 都立中野特別支援学校

22P 都立足立特別支援学校

24P 都立清瀬特別支援学校

26P 都立葛飾特別支援学校

28P 都立白鷺特別支援学校

30P 都立田無特別支援学校

32P 都立練馬特別支援学校

知的障害特別支援学校  
高等部就業技術科設置校

34P 都立永福学園

36P 都立青峰学園

38P 都立南大沢学園

40P 都立志村学園

42P 都立水元小合学園

# 平成28年度 都立特別支援学校における 社会貢献活動モデル事業事業内容

(東京都教育委員会  
業務委託仕様書より抜粋編集)

業務委託団体 認定NPO法人さわやか青少年センター

事業内容 当事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、「多様性を尊重し、共生社会の実現や国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成」を目指したオリンピック・パラリンピック教育の一環として、都立特別支援学校20校を社会貢献活動モデル事業実施校(以下「モデル事業実施校」という。)として指定し、地域の人々などに直接接し、貢献する社会貢献活動を行う。  
本件では、高齢者施設等を利用する高齢者等に対する社会貢献活動を行うに当つて必要な業務を委託し、学校の今後の自立的な活動につなげていく。

## 都立特別支援学校における社会貢献活動モデル事業について

### 社会貢献活動モデル事業のねらい

オリンピック・パラリンピック教育が目指す人間像

### (4) 多様性を尊重し、共生社会の実現や 国際社会の平和と発展に貢献できる人間の育成

#### 小・中・高校等における 5つの資質の育成

オリンピック・パラリンピック教育によって育成する5つの資質

- (1)ボランティアマインド
- (2)障害者理解
- (3)スポーツ志向
- (4)日本人としての自覚と誇り
- (5)豊かな国際感覚

#### 特別支援学校における 5つの資質の育成

特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の種類・程度等に応じて育成する5つの資質

- (1)人の役に立とうとする意欲
- (2)他者との相互理解
- (3)多様なスポーツへの親しみ
- (4)地域や社会の一員としての自覚
- (5)多様な人々との交流への意欲

#### 【2020年の姿】

特別支援学校の児童・生徒が、地域の人達とともに、様々な社会貢献活動に取り組んでいる

これまで、地域清掃やリサイクル活動など、  
環境等に対する社会貢献活動であった。

そこで

新たに、地域の高齢者施設等を利用する高齢者に対して、  
児童・生徒が、直接、社会貢献活動を行う。

### 1 モデル事業実施校 20校(目次参照)

### 2 対象団体(以下「モデル事業実施高齢者施設・団体」という。)

有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホームなどの高齢者施設や通所介護(デイサービス)事業所の他、自治会や民生委員など、地域を拠点とする高齢者を含む団体も対象とする。

### 3 実施期間

平成28年9月1日から平成28年12月28日まで。モデル事業実施校及びモデル事業実施高齢者施設・団体から実施の希望があれば、土曜日・日曜日も含む。

また、実施回数は、各モデル事業実施校で1回ずつ、合計20回とする。

### 4 実施場所

実施場所はモデル事業を実施する高齢者施設・団体とする。ただし、社会貢献活動の内容により、モデル事業実施高齢者施設・団体の近隣の公園等で行うこともできる。また、モデル事業実施高齢者施設・団体を招いてモデル事業を実施する場合は、実施場所を当該モデル事業実施校とすることもできる。

### 5 実施活動例

- (1)モデル事業実施校の児童・生徒がモデル事業実施高齢者施設・団体を訪問し、レクリエーション活動の運営や歌や踊りの披露、話し相手などの活動
- (2)モデル事業実施校やモデル事業実施高齢者施設・団体の農園などを活用して、高齢者が行う園芸を補助する活動
- (3)モデル事業実施校に高齢者等を招いて、器楽演奏や合唱、アトラクション等の披露に合わせた高齢者等との交流活動
- (4)モデル事業実施校の児童・生徒とモデル事業実施高齢者施設・団体の利用者とが、直接的なふれあいや双方向的なやりとりができる活動
- (5)学校と地域とが年間を通して、継続的に行うことができる活動
- (6)地域の特性や、これまでモデル事業実施高齢者施設・団体で行ってきたことを生かすことのできる活動

なお、野外で活動を行う場合は、気候等も考慮に入れて内容を決定すること。また、雨天の場合に備えて、代替地や活動内容の代替案についても決定しておくこと。

### 6 モデル事業実施高齢者施設・団体の選定

- (1)モデル事業実施校の半径5キロメートル以内の高齢者施設・団体